

インド知財情報メール：第 2022-3 号、2022 年 7 月 6 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- 【1】 インド特許庁長官から国内実施報告に関する情報提供の義務に関する告示
- 【2】 一般財団法人知的財産研究教育財団 (FIP) 主催のインドセミナーのお知らせ

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**【1】 インド特許庁長官から国内実施報告に関する情報提供の義務に関する告示**

インド知的財産庁長官は、すべての特許権者およびライセンシーに対して、2022 年 6 月 30 日付の告示により、特許登録発明のインド国内実施に関する情報提供の義務に準拠するように知的財産庁のホームページで呼びかけました。

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/806\\_1\\_Public\\_notice\\_on\\_information\\_in\\_Form-27.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/806_1_Public_notice_on_information_in_Form-27.pdf)

前回このような呼びかけが行われたのは 9 年以上前の 2013 年 2 月 12 日でした。

[https://www.sangamip.jp/files/ugd/7c4953\\_202f97f4226a467bbcd8da44974fc6a4.pdf](https://www.sangamip.jp/files/ugd/7c4953_202f97f4226a467bbcd8da44974fc6a4.pdf)

今回このような呼びかけが行われた理由について特に説明はありません。

本告示によりますと、すべての特許権者およびライセンシーは、インド特許法 1970 年の第 146(2)条とインド特許規則 2003 年に基づいて、所定期間中に、FORM 27 を用いて、「国内実施情報 information regarding working of patent」を提出しなければなりません。

国内実施情報の報告を怠る、断る、または誤った情報を提出する行為は刑事罰の対象になっています (インド特許法 1970 年の 122 条)。

インドにおける国内実施情報の報告の義務につきましては当社のニュースレター第 2021-1 号で詳しく説明しております。

[https://www.sangamip.jp/files/ugd/7c4953\\_a3871af9eb42462ca759e8e1a05ecb78.pdf](https://www.sangamip.jp/files/ugd/7c4953_a3871af9eb42462ca759e8e1a05ecb78.pdf)

FORM 27 は、特許権者、ライセンシー、委任された代理人の何れかが署名することになります。すなわち、特許権者、ライセンシー、委任された代理人ではない「年金管理業者」は FORM 27 を提出することは原則認められておりません。

**【2】 一般財団法人知的財産研究教育財団 (FIP) 主催のインドセミナーのお知らせ**

当社の社長ババットが、7 月 27 日 (水) に「日本企業が留意すべきインドにおける知的財産制度および権利化・権利維持の実務について」という題のセミナーをオンライン形式で行うことになりました。

本セミナーの詳細は一般財団法人知的財産研究教育財団のホームページでご覧になれます。

<http://www.fdn-ip.or.jp/>

-----  
株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。  
インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。  
-----

- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
- ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
- ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。